

## 米子市都市公園内キッチンカー等（移動販売車）の出店に係る要項

### 1 目的

米子市都市公園の利用者向上のため、都市公園にふさわしい魅力的な飲食などを主に販売していただくとともに、楽しく過ごせる休憩の場を提供してくださるキッチンカー（移動販売車）等の出店が可能となります。

### 2 出店場所

・総合公園（2公園）：**弓ヶ浜公園、湊山公園**

※公園ごとに出店場所の指定があります。ただし、出店場所は、新たに追加、削除する場合があります。

最大出店数は、弓ヶ浜公園・湊山公園共各5店舗とします。

・広場公園：**米子駅前だんだん広場**

・まちなかウォークアブル推進区域内公園：**目久美公園、明治町公園、朝日公園、富士見2号公園**

※都市再生整備計画の工事（R5～R8）完了後、出店可能とします。

### 3 出店対象者

#### ① 出店資格

以下の(ア)(イ)のいずれか及び(ウ)以下の全てを満たしている者。

(ア)米子市内にて営業を許可する自動車営業許可(飲食店営業・魚介類販売業・食肉処理業)を有する者

(イ)米子市内にて営業を許可する露店営業許可(飲食店営業)を有する者

(ウ)食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者

(エ)保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取り扱える者

(オ)別添誓約書に同意した者

#### ② 除外要件

次のいずれかに該当する者は、当該制度で出店することができません。

(ア)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をしている者

(イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者

### 4 出店申込みから出店開始までの流れ

#### ① 申込み



5の①～⑧までの申請書類をご提出ください。出店については、先着順になります。

#### ② 審査・許可



申込み書類をもとに出店可能かを審査のうえ、許可します。

#### ③ 許可書交付・使用料納付



出店料については、市からお送りする「納入通知書」により出店日までに金融機関等の窓口にてお支払いください。なお、出店中止に伴う還付について出店者の都合による中止の場合は対象外とします。

#### ④ 出店開始

## 5 申請提出書類

- ① 都市公園内行為許可申請書（様式第4号）
- ② 営業許可証一式の写し
- ③ 食品衛生責任者証の写し
- ④ 製造物賠償請求保険等の証明書の写し
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 役員等調書兼照会承諾書
- ⑦ 車検証の写し（自動車営業のみ）
- ⑧ 販売車等写真画像（車幅、車高、露店等の面積を記入）

当該年度の初回のみ

②から⑦を提出してください。ただし、変更があった場合は再度、提出してください。

## 6 審査・許可

### ① 販売可能品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物

※アルコール・酒類の販売を禁じます。

### ② 出店に係る費用負担・備品使用等

(ア) 出店に必要なすべての費用・備品等は出店者の負担・準備とします。

また、出店・販売に係る備品・必要品は出店者の責任において全て管理してください。

(イ) 法令が定める申請、届出や、必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施してください。

(ウ) 出店者は、出店者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水含む）を処理してください。また購入者に対してゴミ箱への廃棄をお願いしてください。

(エ) 公園内の電気設備、水道設備を使用される場合は、申請時に申し出ください。利用量に応じた料金を算出し、後日請求します。なお、排水設備は使用できません。

(オ) 火気を使用する場合は消火器を設置してください。

### ③ 申請時期

原則、出店が可能か本市に確認したうえで、出店可能日2週間前までに都市公園内行為許可申請書を提出していただきます。

### ④ 出店時間

午前9時から午後6時まで

※準備・撤収を含みますので、午前9時からの入場及び午後6時までに撤収してください。

### ⑤ 出店料（1日につき）

販売に要する面積×110円

※使用出来るのは販売に要する面積（キッチンカーの面積または露店販売に用いるタープ等の面積）のみです。

## 7 その他

① 要項に定めのない事項については、市と出店者による協議のうえ、市から指示します。

② 市からの指示・指導等に従わない場合や許可条件に違反する場合には、出店を取り消すことがあります。

③ 各公園で、大規模イベント等が実施される場合は、営業をご遠慮いただきます。

## 8 申込み・連絡先

米子市都市整備部都市整備課公園街路担当

住 所：〒683-0054 鳥取県米子市糀町一丁目160番地 糀町庁舎3号館2階

電 話：0859-23-5247

ファクス：0859-23-5254

メー ル：toshiseibi@city.yonago.lg.jp